

資料2

「(仮称) 青森市環境基本条例骨子案」に対する意見募集の結果について

「(仮称) 青森市環境基本条例骨子案」に対する意見募集に対し、ご意見をいただき誠にありがとうございました。

1 意見の募集期間

令和7年8月29日（金）から令和7年9月28日（日）まで

2 意見の募集方法

公表資料を青森市ホームページに掲載したほか、青森市環境部環境政策課（駅前庁舎3階）、ロビー（本庁舎1階）、情報公開コーナー（本庁舎3階）、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース（駅前庁舎1階）、柳川情報コーナー（柳川庁舎1階）、浪岡庁舎閲覧コーナー（浪岡庁舎1階）、各支所（5か所）、各市民センター（11か所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館に備え付けました。

また、意見の提出方法は、電子メール、郵送（封書・はがき）、ファックス及び直接持参のいずれかによることとしました。

3 提出された意見

2名の方から2件のご意見をいただきました。意見の内訳は次のとおりです。

意見の内訳	骨子に反映	今後条例案に反映	記述・整理済	実施段階検討	反映困難	その他	対象外	計
第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策	0	0	0	0	2	0	0	2
計	0	0	0	0	2	0	0	2

「骨子に反映」…………… 骨子に記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの

「今後条例案に反映」… 今後、条例案を作成する段階で記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの

「記述・整理済」………… 条例骨子に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの

「実施段階検討」………… 条例の実施段階で検討するもの

「反映困難」…………… 反映が困難なもの

「その他」…………… 上記以外のもの

「対象事項外」…………… 条例骨子案以外への意見

4 条例案骨子の策定

「(仮称) 青森市環境基本条例案骨子」は、皆様からいただいたご意見・ご提案を踏まえ、策定しました。

5 意見の募集結果と策定した条例案骨子の公表

「提出された意見の概要と市の考え方」と、策定した「(仮称) 青森市環境基本条例案骨子」につきましては、青森市のホームページに掲載するほか、青森市環境部環境政策課（駅前庁舎3階）、ロビー（本庁舎1階）、情報公開コーナー（本庁舎3階）、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース（駅前庁舎1階）、柳川情報コーナー（柳川庁舎1階）、浪岡庁舎閲覧コーナー（浪岡庁舎1階）、各支所（5か所）、各市民センター（11か所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館でご覧いただけます。

なお、縦覧期間につきましては、令和7年12月1日（月）から令和7年12月26日（金）までとしていますが、青森市のホームページでは随時ご覧いただけます。

(公表資料)

- ・(仮称) 青森市環境基本条例案骨子に対する意見の概要と市の考え方
- ・(仮称) 青森市環境基本条例案骨子【概要版】
- ・(仮称) 青森市環境基本条例案骨子

6 お問合せ先

青森市環境部 環境政策課 電話 017-718-0286

(仮称) 青森市環境基本条例骨子案に提出された意見の概要と市の考え方

No.	項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
1	第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策	<p>新発電所(太陽光・風力・潮力等)新設の際は開設以前の姿に戻すことを必須とする条件を付加してください。また、その担保として新設時に元の姿に戻す費用と廃棄物処理費用を青森県もしくは設置都市にて預かりとしてください。</p> <p>水源地の取水について、土地所有者によるその場での個人利用は特に上限無しでも可能。しかし、排水は自然に自己所有地へ染み込む量を上限とする。自噴水の事業利用、飲用での持ち出しある場合は1日あたり100Lを上限として新設してはいかがでしょうか。</p>	<p>本条例骨子案は、個別・具体に新たに規制を課すものではなく、市の環境全般に関する基本理念や市・事業者・市民の責務、施策等の基本的な考え方、方針について示す理念条例として位置づけているところです。</p> <p>個別の事案に係る規制等については、それぞれ関係法令等に基づき適切に対応しているところでありますが、いただいたご意見につきましては、府内で情報共有するとともに、本条例骨子案で策定することとしている環境基本計画を策定する際の参考とさせていただきます。</p>	反映困難
2	第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策	<p>メガソーラーについて、西バイパス沿いの森林を削り、住宅地からも広く見えるほど拡がってきています。今年、自宅(新城)付近で熊目撃情報が出ました。猿も複数回目撃されています。20年以上新城に居ますが、熊の目撃情報は初めてです。</p> <p>温暖化、猛暑の影響などとニュースでは言われていますが、熊、猿の目撃された場所から、メガソーラー設置場所は近く、ここ数年の急激な森林伐採のし過ぎかとしか思えません。</p> <p>近年の熊問題を解決するためにも、メガソーラー廃止、縮小を願います。ソーラー設置する場合は、建造物の屋根壁等に限るなど自然との距離を取ること。長期的に考え、廃棄、故障等、設置後のメンテナンス、保証金の積立等について詳細にして頂くこと。ソーラーの耐久性、万が一の発火等の安全性を考え、日本製を使用すること。</p> <p>あの梵珠山の素敵な里山風景が、突然メガソーラー一面になった時の衝撃は忘れられません。青森市の為、と言うのであれば、今一度、森林の中に設置するメガソーラーについて、廃止、縮小の検討をお願いしたいです。</p>	<p>本条例骨子案は、個別・具体に新たに規制を課すものではなく、市の環境全般に関する基本理念や市・事業者・市民の責務、施策等の基本的な考え方、方針について示す理念条例として位置づけているところです。</p> <p>個別の事案に係る規制等については、それぞれ関係法令等に基づき適切に対応しているところでありますが、いただいたご意見につきましては、府内で情報共有するとともに、本条例骨子案で策定することとしている環境基本計画を策定する際の参考とさせていただきます。</p>	反映困難